一般財団法人丸亀市観光協会合宿・修学旅行等誘致事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　丸亀市の観光振興と地域活性化を目的とし、瀬戸内中讃定住自立圏（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）のスポーツ及び文化施設を活用した宿泊を伴う合宿・修学旅行等（以下「合宿等」という。）に対する支援制度を設ける。

（助成対象）

第２条　助成対象は、下記の助成要件をすべて満たす学生等の合宿等とする。

（助成要件）

第３条　助成要件は以下のとおりとする。

ただし、丸亀市及び一般財団法人丸亀市観光協会の補助を受けているもの又は政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものは除く。

（１）市外に在住する学生及び引率者であること

（２）瀬戸内中讃定住自立圏（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）で実施する合宿等であること

（３）一般財団法人丸亀市観光協会賛助会員の施設に宿泊すること

（４）参加人数が延泊５０泊以上であること

（５）年度内の申請は１団体につき１回であること

（助成額）

第４条　助成額は、以下のとおりとする。

（１）宿泊代金が１泊あたり５，０００円未満の場合　　延泊数に５００円を乗じた額

（２）宿泊代金が１泊あたり５，０００円以上の場合　　延泊数に１，０００円を乗じた額

ただし、丸亀城天守に入館した団体には、入館者数に１００円を乗じた額を増額する。

２　一般財団法人丸亀市観光協会理事長（以下「理事長」という。）が、特に必要と認めたものについては助成額を増額できるものとする。

（助成金の限度額）

第５条　助成金の限度額は、１団体につき１０万円とする。

ただし、前条第１項ただし書及び同条第２項に該当する場合はこの限りではない。

（申請）

第６条　この事業の適用を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として実施日の１ヵ月前までに別に定める申請書及び関係書類を理事長に提出しなければならない。

（事業の変更及び廃止）
第７条　申請者は、事業の内容を変更・廃止する場合は、速やかに別に定める変更・廃止申請書を提出し、その承認を受けること。

（助成金交付決定）
第８条　理事長は申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に通知する。

（実績報告等）
第９条　申請者は事業終了後１ヵ月以内に、別に定める実績報告書及び関係書類を理事長に提出しなければならない。
２　実績報告書の提出後、理事長はその内容を審査の上、助成金を交付する。
３　第１項に規定する書類の提出が期限を過ぎた場合、理事長は助成金の交付を取り消すこととする。

（手続きの委任）
第１０条　申請者は、助成におけるすべての手続きを旅行会社等に委任することができる。この場合、別に定める委任状を申請時に理事長に提出しなければならない。

（特記事項）
第１１条　虚偽の申請や報告がなされた場合、理事長は助成金の交付を取り消すこととする。
２　事業費が予算の範囲を超える場合は、申請を受理しないものとする。

（その他）
第１２条　その他この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附　則
この要綱は、一般財団法人丸亀市観光協会の設立の日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。